

申請・届出名称	(第20号様式) 診療所開設届出事項の変更届
内容	医師又は歯科医師が開設した診療所が、その届け出た内容に変更が生じたときに提出するもの
提出場所	久留米市保健所総務医薬課 (久留米商工会館4階)
提出時期	変更後10日以内
手数料	なし
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 構造設備、室の用途等の建物に係る変更の場合は、新旧が対照できる平面図 <input type="checkbox"/> 2 管理者の住所及び氏名、診療に従事する医師若しくは歯科医師の変更等は、免許証の掲示(保健所で確認)又はその写し(原本照合不要) <input type="checkbox"/> 3 土地及び建物の変更について、自己所有の場合は不動産登記事項に、賃貸借の場合は賃貸借契約書に変更が生じる場合はその証明書又は写し <p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所で使用許可が必要な変更を伴う場合は、事前に病院(診療所)使用許可申請書(第42号様式)を提出し、許可を受けること。 ・開設者及び開設の場所が変更となる場合は廃止・開設の手続きが必要となる。
備考	